【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二節　雑則

（有価証券等清算取次ぎについての適用）

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引を行う者とみなして、第百十六条（第百三十二条において準用する場合を含む。）及び第百十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

２　市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該市場デリバティブ取引の取次ぎを行う者とみなして、第百十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二節　雑則

（有価証券等清算取次ぎについての適用）

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引を行う者とみなして、第百十六条（第百三十二条において準用する場合を含む。）及び第百十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

２　市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該市場デリバティブ取引の取次ぎを行う者とみなして、第百十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

（改正前）

第二節　雑則

（新設）

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引を行う者とみなして、第百七条の六（第百十八条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二節　雑則

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引　を行う者とみなして、第百七条の六（第百十八条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

（改正前）

第二節　雑則

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第二条第三十項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第百七条の六（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二節　雑則

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第二条第三十項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第百七条の六（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

（改正前）

第二節　雑則

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第二条第二十六項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第百七条の六（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第二節　雑則

第百五十六条の二十一　有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第二条第二十六項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第百七条の六（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

②　証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

（改正前）

（新設）